**集団食中毒・危機管理マニュアル（例）**

令和○○年４月　○○立○○学校

**集団食中毒の発生**

《重要》　　　　　　　　　*事故発見者*

　　①患者を安静にさせ、意識の確認

　　②応援の職員を呼ぶ（生徒に依頼）　　　　　　　　 ＜担任教諭等・養護教諭等複数の職員で対応＞

【状態の把握】

・発生の事態や状況の把握

・飲食した食事内容の確認

・患者数の確認と応急処置

・協力要請や緊急通報の判断

【応急処置】

・患者の隔離

・調理者の健康観察

・環境整備

・施設の殺菌消毒

　　③患者から離れない（目を離さない）

【１１９番通報】

「○○学校の○○です！児童生徒の集団食中毒が発生しました。要救急搬者数は○名で、至急、救急車を要請します。」

「住所は、○○市○○○で、電話番号は、○○－○○○○です。」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　意識あり

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急処置の状況等の報告

校内対策本部設置

（校長室など）

校長・副校長･教頭

教務主任・栄養教諭・栄養職員など

教育委員会への第一報

○○○－○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　手分けすること

　　　　　　　　　手分けすること

【教育委員会への第一報】

「○○学校の○○です！学校事故の第一報です。○時○分、児童生徒の集団食中毒が発生しました。」

「応急処置後、重症患者○名で、救急車を要請し、○○市内の○○病院等○箇所の病院に搬送されました。」

消防署

(１１９番通報）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①対応する職員への指示

患者の保護者連絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　②周囲の教職員への指示

③潜在患者の調査の指示

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④情報収集に関する指示

所轄保健所

連絡

学校医・薬剤師

連絡・相談

全職員による対応

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校長・副校長・教頭（　　　　　　） | 教務主任（　　　　　　） | 学年主任・担任等 | 栄養教諭･栄養職員等（　　　　　） | 養護教諭･保健主事等（　　　　　　） | 事務職員等 |
| ・陣頭指揮・職員への連絡調整・外部機関との連携・報道関係への対応等・学校医への連絡･相談・保健所職員との連携 | ・ＰＴＡ役員への連絡・全保護者への連絡等・情報収集①献立と納入日時　②気温･湿度の記録　③配食状況の記録　④調理者の健康管理　⑤水質調査の記録 | ・学年･学級の児童生徒の掌握・被害児童生徒の家庭連絡･家庭訪問等・救急車同乗 | ・食中毒原因物質の調査・保健所職員との連携・残食の回収・食品汚染の調　　　　査 | ・応急手当　①患者の隔離　②調理者の健康観察　③環境整備　④施設の殺菌消毒・医療機関との連絡調整・学校医との連携・潜在患者の確認 | ・電話対応・各種連絡等 |

○二次感染の防止に努めること

　　患者の初期の症状や発生状況からは、食中毒か、感染症なのか明確に判断することが困難であることから、初動調査は両面から行い、的確に初期の対応をすることが大切です。腸管出血性大腸菌、サルモネラによる食中毒では重症化することがあります。また、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌では二次感染がしばしば認められます。カンピロバクター食中毒では、初発症状に発熱などインフルエンザ様の症状を示すことがあり、インフルエンザと誤診される場合があります。

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/560/Default.aspx>

※学校給食衛生管理基準の解説

　　（第４　衛生管理体制に係る衛生管理基準P1２４、(4)食中毒の集団発生の際の措置P142～P150参照）